

TPP と東アジアの地域統合のダイナミズム

石川 幸一 Koichi Ishikawa

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員
亜細亜大学アジア研究所 所長

要約

- ・ 2010年1月にASEANとアジア太平洋の主要国との間で5つのFTAネットワークがほぼ実現した。これは21世紀の最初の10年間の大きな成果である。しかし、5つのASEANプラス1FTAは内容が一様ではなく、FTA利用企業の手間とコスト増を招くなど利便性が悪いため、アジア太平洋の広域FTAの創設が課題となっている。
- ・ 日本のTPP参加のための協議表明は、カナダ、メキシコのTPP参加表明、日中韓FTAの交渉開始合意、日EUへのEUの姿勢積極化、ASEANのRCEP提案など地域統合の新たなダイナミズムを生み出している。
- ・ ASEANプラスFTAは、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)に収斂される可能性が強く、アジア太平洋地域ではTPPとRCEPが並立する見通しである。TPPとRCEPの統合が将来の課題となろう。

1. ASEAN プラス 1FTA ネットワークの完成

(1) ASEAN との FTA 締結競争
アジア太平洋地域での本格的な

FTA の締結は 21 世紀に入ってからである。世紀の転換点で東アジアに存在した FTA は、1992 年に締結された ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) だけだった¹。しかし、現在はアジア太平洋地域で 40 を超える FTA が

締結されている。アジア大洋州地域の FTA がこのように増加したのは、19 (2012 年 8 月現在) の FTA を締結するなど世界でも最も活発に FTA 戦略を展開している国の一つであるシンガポールに加え、それまで FTA に取組みを行って来なかった日本、韓国、中国などが FTA に積極的に進んだためである。

日本は 1998 年から 1999 年にかけて、多国間貿易自由化に加え 2 国間でも貿易自由化を行う重層的通商政策に転換した。韓国はアジア通貨危機後の経済構造改革の一環として FTA を含む貿易自由化を進めた。日本はシンガポールを最初の交渉相手国として選び、韓国はチリを選んだ。日本とシンガポールの FTA (日本シンガポール経済連携協定: JSEPA) は 2001 年 1 月に交渉が始まり 2002 年 1 月に締結された。中国が ASEAN との FTA 交渉に取組む契機となったのは、JSEPA に示された日本の地域主義へのイニシアチブだった²。

中国と ASEAN は 2001 年 11 月の ASEAN 中国首脳会議で FTA (ACFTA) に合意した。ACFTA は、2002 年 11 月の枠組み協定の締結を

経て 2004 年 11 月に物品貿易協定(狭義の FTA) が締結され、その後サービス貿易協定、投資協定が締結されている。

ASEAN と中国の FTA 合意は日本政府に衝撃を与えた。日本は 2 ヶ月後の 2002 年 1 月に ASEAN との経済連携協定構想を発表し、2003 年 12 月以降、ASEAN 主要国との 2 国間 FTA 交渉を開始した。中国、日本の ASEAN との FTA 交渉開始後、韓国、インド、豪州・ニュージーランドが ASEAN との FTA 交渉を開始し、アジア太平洋地域で ASEAN との FTA 競争というべき状況が起きた。

ASEAN との FTA 競争が起きたのは、貿易転換効果によるネガティブな影響の回避という理由で説明できる³。FTA の経済効果には、貿易創出効果 (貿易障壁の撤廃により FTA 締結国間で貿易が創出される) と貿易転換効果 (FTA により効率的な FTA 非締結国からの輸入が非効率的な締結国からの輸入に転換する) が知られている⁴。ASEAN と FTA を締結していないことにより FTA を締結した競合国の製品に市場が奪われる事態を避けるために、アジア太平

洋地域の主要国は ASEAN との FTA に取組まざるを得なくなった。

ASEAN が FTA の交渉相手となった理由は、まず、AFTA による域内貿易自由化を進めてきた ASEAN が東アジアでは FTA の先進地域であり、交渉が比較的容易だったことである。とくに、ASEAN 中国、ASEAN 韓国の FTA は、物品貿易協定の先行、関税削減方式、原産地規則など AFTA 型というべき協定となっている。次に、ASEAN の新興市場としての重要性と発展可能性である。中国のほうが市場として大きいが、中国との FTA は各国で経済的な脅威論や反発があり、現実的な選択ではなかったことも指摘できよう。中国自身は西部大開発や中国企業の進出、資源確保など経済的な利益に加え、安全保障の観点から ASEAN との関係の強化を進めており、経済的な発展レベルでも近い ASEAN は FTA の最初の交渉先として格好の相手だった。中国の FTA 締結の目的に示されているように、FTA は貿易の拡大だけでなく、資源の確保、外国投資の獲得などに加え、外交や安全保障など政治的な目的から取組まれるよう

になっている⁵。

ASEAN は、アジア太平洋地域の主要国からのアプローチにより ASEAN を中核にする FTA ネットワークを構築することが出来た。ASEAN はハブアンドスポークシステムのハブとして貿易転換の負のインパクトを減少させる⁶とともに、ASEAN が東アジアの地域統合の動きの中核に位置する形で東アジアの広域 FTA 構想も検討されるようになり、「運転席に座る」ことができた。

このように東アジアの地域統合は、主要国と ASEAN との FTA との締結が推進力となって展開した。ASEAN +1 という FTA のネットワークがほぼ完成段階に入ったのが 2010 年 1 月であり、21 世紀の最初の 10 年間を東アジアの地域統合の第 1 段階と呼ぶことが出来よう。

(2) 課題となる広域 FTA の創設

AFTA および「ASEAN+1」FTA はほぼ完成したが、対象範囲、自由化レベルや関税削減スケジュール、ルールは一律ではない。ASEAN 中国 FTA (ACFTA)、ASEAN 韓国 FTA (AKFTA)、ASEAN インド FTA

(AIFTA) は AFTA 型であり、物品貿易協定をまず締結し、その後サービス貿易協定、投資協定を締結している。関税削減方式も AFTA のようにノーマル・トラックとセンシティブ・トラックに分けて段階的に行っている。日本と ASEAN の 2 国間協定と ASEAN と豪州・ニュージーランドとの FTA (AANZFTA) は包括的な協定である。自由化レベルは、AANZFTA が最も高く、AIFTA が最も低い。その他の協定はその間に位置している。原産地規則は付加価値基準 40%、関税番号変更基準が標準的だが、AIFTA は付加価値基準と関税番号変更基準の双方を満たさねばならず、最も厳しい規則となっている。

ASEAN から見れば、アジア太平洋の全ての主要国と FTA が締結されたことになり、そのハブに ASEAN が位置することになる。一方、アジア太平洋地域に生産拠点を展開する多国籍企業が効率的な域内の分業体制を構築するには、ASEAN+1FTA だけでは不十分である。たとえば、日本から基幹部品を輸出し、ASEAN で完成品に組立て豪州あるいはイン

ドに輸出する場合、原産地規則を満たすことが出来ず、AANZFTA あるいは AIFTA が使用できない可能性がある。

原産地証明書が異なり、関税削減スケジュールなどが FTA により異なることは、事務手続き面でもコスト、時間と労力で大きな負担となる。アジア太平洋地域でのサプライチェーンの構築には統合された広域の FTA の創設が課題となる。しかし、自由化レベル、スケジュール、ルールなどが異なるため、5 つの ASEAN プラス 1FTA をそのまま合体させて広域 FTA を作ることは出来ないし、日中韓の間には FTA が締結されていないという問題がある。

2. FTA の枠組みと質の変化

(1) 2010 年以降の新たな動き

ASEAN+1FTA ネットワークは完成したが、5 つの ASEAN+1FTA の内容は一様ではなく、東アジア広域 FTA の創設が課題となっている。広域 FTA では、ASEAN+3 (日中韓) で構成する東アジア FTA (EAFTA)、ASEAN+6 で参加する東アジア包括

的経済連携（CEPEA）、アジア太平洋自由貿易地域（FTAAP）の3つの構想が検討されてきた。また、ASEAN とアジア太平洋の主要国との FTA の進展と対照的に日本、中国、韓国の間では FTA は出来ていない。域外との FTA では、韓国が米国、EU などと積極的な FTA 交渉を進めている一方で 21 世紀初頭では FTA 交渉で一步先を進んでいた日本の遅れが顕著である。また、米国は 2 国間 FTA に取組んできたが、アジア地域の広域 FTA への関与は行っていないかった。

2010 年以降、地域統合に新たな動きが起きている。まず、2010 年 3 月に TPP（環太平洋経済連携協定）の交渉が開始された。TPP は米国の加わったアジア太平洋の初めての広域 FTA 交渉であり、9 カ国により交渉が続いている。TPP の対象分野は極めて広範であり 24 の作業部会で交渉が行われている。次に、中国と台湾間で経済協力枠組み協定（ECFA）が 2010 年 6 月に締結された。ECFA では、中国が 539 品目、台湾が 267 品目の関税をアラーハーベストとして 3 年で撤廃する。ECFA の締結

を受けて台湾と中国市場で競合する韓国は、政府間研究を行ってきた中国との FTA 締結に対する慎重な姿勢を変えた。

台湾は中国により阻まれてきた東アジア域内各国との 2 国間 FTA の交渉の可能性が開け、2011 年 5 月に独立関税地域としてシンガポールとの FTA 交渉を開始した⁷。3 番目に韓国が米国、EU という巨大な経済規模を持つ先進国・地域と FTA を締結したことがあげられる。米国とは 2006 年に締結していたが、2010 年 12 月に最終交渉が合意に至った。韓国は FTA 交渉では日本に出遅れていたが、FTA のハブを目指して「同時多発」FTA 戦略を大統領のイニシアチブの下で進め、FTA 率（総輸出額に占める FTA 締結国向け輸出額の比率）では、日本の 17%に対し 37%と倍以上の高さとなっている。

地域統合そのものの動きではないが、地域統合に大きな影響を与えているのが海洋権益を巡る中国の強硬な姿勢である。中国は 2009 年から領域問題で自国の権益をむき出しにする行動を取り始め、ASEAN、日本など周辺国で懸念と反発が強まってい

る。ASEAN との関係では、1991 年以降、ASEAN との関係改善を積極的に進め、2002 年には、FTA を中核とする包括的経済協力枠組み協定を締結し、2003 年には戦略的パートナーシップ共同宣言に調印し、ASEAN の基本条約である東南アジア友好条約 (TAC) の域外大国として初の署名国となるなど、ASEAN 中国関係は過去 50 年でベストと言われていた。しかし、2009 年以降、南シナ海での外国漁船の監視活動などの海洋行動を強化し始め、マレーシア、インドネシア、ベトナムなどと軋轢を起し、ベトナムの石油ガス探査船のケーブルを中国の監視船が切断した翌月の 2011 年 6 月にはベトナムで反中デモが起きている。2012 年 4 月にはスカボロー礁でフィリピンと中国の艦船がにらみ合いを続ける事態が発生し 2 ヶ月続いた。

(2) 新しい動きの含意

このように、2010 年の TPP 交渉開始とともにアジア太平洋地域の地域統合に新しい動きが起きている。そうした動きとその含意は次のように整理できよう。

- ① 米国のアジア太平洋地域の地域統合への参加。世界の成長地域であるアジア太平洋地域で中国の経済的台頭と積極的な FTA や援助外交など影響力の強化が顕著となっていたが、米国は広域統合構想から排除されていた。TPP への参加にはアジア太平洋地域の米国企業の権益の確保と米国の許容できる自由化レベルが高く、サービスや知的財産権を重視し、環境と労働を含む FTA による統合を進めたいという意味が働いている。
- ② 国間・地域の FTA からアジア太平洋地域の広域 FTA の現実化。ASEAN を中核とする EAFTA、CEPEA の交渉が始まらないうちに TPP の交渉が開始され、今後、参加国が増加する可能性が大きい。TPP により、EAFTA、CEPEA、日中韓 FTA も動きが活発化している。
- ③ 国境措置から国内措置へのシフト。関税交渉は依然として重要であるが、関税率は全般に低下しており、サービス貿易、投資、知的財産権、政府調達、競争政策など国内措置が交渉の対象となっている。自由

化だけでなくルール作りの重要性が増しており、特に TPP ではルール作りが主要な課題となっている。

- ④アジア域内だけでなく、域外および先進国・地域が対象国・地域となっている。韓国の米国、EU との FTA 締結により、日本は TPP 参加、EU との FTA に取組まざるを得なくなっている。
- ⑤台湾が東アジア FTA ネットワークに加わる可能性が出てきた。
- ⑥新たな FTA の交渉・締結の動きがさらに新しい FTA 交渉・締結を促しており FTA のダイナミズムがさらに活発化している。とくに、TPP 効果は大きい。
- ⑦中国が海洋權益を巡る活動を活発化させ協調から強硬姿勢に転じたことが経済だけでなく軍事面での台頭を周辺国に強く実感させたことが地域統合の動きに影響を与えている。豪州への海兵隊配備約束、南シナ海領有権問題での航海の自由や国際法遵守など主張のなど 2011 年 11 月のオバマ大統領のアジア太平洋の安全保障への関与の表明など中国への牽制は、TPP に示される経済面でのアジア太平洋

地域への関与と表裏一体のものとするべきである。

(3) TPP とその意義

TPP は高いレベルの自由化と広範な対象分野でのルールの形成を目指す FTA である⁸。高い水準の自由化を目指しているが、例外を全く認めないという決定はなされていない。物品の貿易では、米国は TPP 諸国間で締結されている既存の FTA を残すことを主張しており、一方で豪州などは既存の FTA を含め統一交渉を行うべきとしている。米国の主張が通れば、たとえば米豪 FTA での砂糖などの除外が TPP でも残ることになる。大枠合意では、サービス貿易と投資では、自由化を保留する分野を示すネガティブリスト方式が採用されることが決まっており、例外が認められている。政府調達でもセンシティブな分野に配慮することが合意されている。

ルールの重視も TPP の特徴である。投資、貿易円滑化、衛生植物検疫 (SPS)、貿易の技術的障害 (TBT)、政府調達、知的財産権、競争政策などの分野でルールの形成のための議

論が行われている。たとえば、投資では投資家対国の紛争解決規定（ISDS）が論点となっており、知的財産権ではWTOのTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）を上回る知的財産権の保護の導入などが議論されている。

環境と労働を対象としていることもTPPの特徴である。環境と労働はP4に含まれていた分野であり、貿易や投資の促進のために環境基準や労働基準を緩和・低下させないことなどを規定している。米国では、労働組合や環境保護団体がFTAにこうした基準を含めることを主張しており、2007年の超党派合意により米国の締結するFTAには環境と労働の規定が含まれている。

TPPは21世紀のFTAを目指しており、新たな分野が対象となっている。イノベーションの促進、デジタル経済、グリーン・テクノロジーを含む革新的な製品およびサービス貿易、投資を促進すること、サプライチェーンの発展が随所で強調されている。環境では、海洋漁業、気候変動、生物多様性、環境物品・サービスなどが新たな課題として議論され

ている。また、分野横断的事項として、規制の調和、中小企業（のFTA利用促進）などが取り上げられている。

TPPの重要な意義は中国の経済的および軍事的台頭、ASEANの市場拡大、日本のプレゼンスの低下、米国のアジア回帰などの新たな国際環境下でのアジア太平洋地域の経済秩序の形成である。東アジアの広域FTA構想に参加していなかった米国を含むアジア太平洋地域の多数の国が参加し、高いレベルの貿易自由化を目指すとともに、新しいルールを含めた広範な分野のルールを交渉しており、TPPのルールがアジア太平洋の事実上（デファクト）のルールになる可能性が高い。これらの特徴は、米国の参加によるものであり、東アジアで検討されてきた広域FTA構想であるEAFTA、CEPEAと対照的である。米国の参加は、ブッシュ政権時代の中東偏重からアジア太平洋を重視する米国の戦略の変更によるものであり、経済および軍事面でこの10年間に台頭してきた中国への牽制が意図されていることは間違いないだろう。知的財産権の保護強

化、政府調達の透明性、国営企業と民間企業の対等な競争など巨大な市場を武器に独自のルールを作る傾向にある中国を想定したと思われるルール策定も TPP で議論されている。ただし、TPP は APEC メンバーである中国に門戸は開かれている⁹。

TPP は APEC の FTA (FTAAP) を目指しており、参加国が増加するのは確実である¹⁰。2011 年 11 月には日本と同時にメキシコ、カナダが参加を表明した。後述のように、ASEAN 各国や韓国などが参加する可能性は高く、アジア太平洋の広域 FTA になるであろう。カナダ、メキシコは、2012 年 6 月に TPP 交渉参加が認められている。

3. TPP により喚起された FTA のダイナミズム

(1) 広域 FTA に向けての動き

2010 年以降の新たな地域統合の動きは、新たな FTA 形成のダイナミックな動きを引き起こしている。ECFA により台湾との競争の不利化に直面する韓国は、中国との FTA に積極的な姿勢に転じており、2012 年

1 月の首脳会議で交渉入りに向けた準備作業の加速で合意し、5 月に第 1 回交渉を開始した。韓国の米国、EU との FTA 締結は日本の TPP 交渉参加への促進要因となっている。日本の TPP 交渉参加は検討の段階から様々な影響を及ぼしている。まず、日本との EPA に消極的だった EU は、2011 年の定期首脳会議でスコーピング作業（予備交渉）を早期に開始することで合意するなど EPA 交渉に向けて動き始めた。EAFTA を主導していた中国は CEPEA を受け入れる姿勢を示すようになるとともに、日中韓 FTA の政府間研究も加速され、予定を早めて 2011 年中に終了し、2012 年 5 月の日中韓首脳会議で年内の交渉開始に合意した。北東アジアでの FTA の動意を受けて、東アジアの地域統合での主導権を維持したい ASEAN は RCEP（地域包括的経済連携）を提唱した。

このような多くの FTA への動きの中で、最大の課題はアジア太平洋地域の広域の FTA の実現である。広域の地域統合構想には、EAFTA、CEPEA、TPP の 3 つの構想があった。FTAAP は長期的な目標であり、2010

年の APEC 横浜会議の首脳宣言では、「FTAAP は、ASEAN プラス 3、ASEAN プラス 6 および TPP といった現在進行している地域的な取組みを基礎としてさらに発展させることにより、包括的な自由貿易協定として追及されるべきであると信じる」と述べられている¹¹。とくに、TPP は FTAAP の実現を明確な目標にしている。これらの構想の中で交渉が始まっているのは TPP のみである。

EAFTA は 2005 年から 2009 年まで、そして CEPEA は 2007 年から 2009 年まで民間研究が行われ、2009 年の経済大臣会合で 4 分野(原産地規則、関税品目表、税関手続き、経済協力)について政府間検討に合意し、ワーキンググループ (APWG) により 5 つの ASEAN プラス FTA についての比較検討などが行われてきた。2011 年 8 月には日本と中国が「EAFTA および CEPEA 構築を加速させるためのイニシアチブ」により、物品貿易、サービス貿易、投資の自由化についての作業部会設置を共同提案し、11 月の東アジアサミット時の立ち上げに合意した。

今まで対立していた日中の共同提

案に対し、ASEAN は議長国インドネシアがイニシアチブを発揮し RCEP (東アジア地域包括的経済連携) を提案、東アジアの地域統合における ASEAN の中心的な役割 (Centrality) を強調した。2011 年 11 月の東アジアサミットでは、ASEAN 首脳会議で EAFTA と CEPEA の取組みを踏まえて地域経済統合の一般原則を定めるとともに ASEAN の中心性を強調する地域包括的経済連携の枠組み (東アジア地域包括的経済連携 : ASEAN Framework for Regional Comprehensive Economic Partnership : RCEP) が採択されたことに留意し、8 月の日中共同提案を踏まえ、ASEAN プラスの 3 つの作業部会を立ち上げることに合意した。物品貿易の作業部会は 2012 年の早い時期に立ち上げることになり、すでに一度開催されている¹²。2012 年 4 月の ASEAN 首脳会議では年末までの交渉開始を目指すという議長声明を出し、日 ASEAN の経済大臣会合では年末までの交渉開始に向けて取り組んで行くこととしている。

こうした動きから、TPP 交渉の進展と日本の参加検討の影響を受けて、

ASEAN の中心性を維持できる構想として、5 つの ASEAN プラス 1 を踏まえ、EAFTA と CEPEA および APWG の成果を総合する RCEP 構想が出てきたと考えられる。RCEP は、ASEAN の FTA パートナーおよびその他の経済的パートナーと包括的な経済連携協定を作ることを目的としており、①包括的な経済連携協定、②一括受諾、③ASEAN の FTA パートナーが参加、④透明性、⑤経済技術協力、⑥円滑化、⑦ASEAN の経済統合に資する、⑧CLMV への特別待遇、⑨WTO 整合性、などを原則としている¹³。

CEPEA は巨大な新興市場であり日本企業の関心の強いインドが参加しており、日本政府は ASEAN の中心性を尊重しつつ、TPP と有機的に連携しながら推進するとしているが、インドの参加により自由化レベルが低く、原産地規則が厳しい「質の低い」FTA になる可能性がある。従って、RCEP は、レベルの低い FTA になる可能性を内包しており、質の高い FTA に向けて日本、シンガポールなどがイニシアチブを発揮すべきである。

TPP は、広域 FTA 構想の中では最も高い自由化レベルを目指し、対象分野も広く、かつ、新しい課題に取り組む最も野心的な FTA である。当初の 4 カ国から 8 カ国、そして現在の 9 カ国に交渉参加国が増加し、交渉参加表明国を加えると 12 カ国となる。TPP 不参加を公式に表明している APEC 加盟エコノミーはインドネシアだけであり、TPP 交渉参加国は増加する可能性が高い。

(2) 課題となる TPP と RCEP の統合

EAFTA と CEPEA は RCEP として総合される方向にあり、今後、RCEP と TPP という 2 つの FTA が並行して交渉されることになる。自由化レベルが高く包括的で米国が主導する TPP と相当の例外分野を設け物品貿易、サービス貿易、投資の 3 分野を中心とし、米国を含まない RCEP は、対照的と言って良いほど相違が大きく、そのままでは FTAAP に向けて統合していくことは難しい。

2 つの FTA の参加国および候補国の多くがメンバーである APEC が FTAAP のインキュベーター（孵化

器)としての役割を果たすことを期待する議論が出ている。APEC 事務局の政策支援室 (PSU) のペーパーは、①APECはFTAを交渉する場よりも非拘束ベースでの議論を通じて質の高いFTAのガイドライン、原則、イニシアチブを創出するインキュベーターとして適している、②APECとTPPは取引コスト削減という同一の目的を有しており相互に有用である、と述べている。そして、③APECのRTA/FTAベストプラクティス、越境サービス貿易原則、非拘束的投資原則がTPP交渉に資するとともにTPP交渉により貿易投資円滑化プラン、サプライチェーン連結性イニシアチブなどのイニシアチブの実施を促進し、9カ国が同一ルールを採用することにより原産地規則などのルールの収斂を促すことなどをあげている¹⁴。

山澤逸平教授は、APECがTPPとASEANプラスを収斂させるために役割を果たすことができると主張している¹⁵。それによると、APEC事務局、特に政策支援室(PSU)による2020年に向けて残存障壁を撤廃する新IAP(個別行動計画)プロセ

スをTPPとASEANプラスの交渉に関連付ける不断の努力によりAPECがTPPとASEANプラスFTAを収斂させる仲介役を果たせるとしている。

一方で、TPPに参加する国が増加しTPPが拡大して行くことでRCEPがTPPに包摂されるシナリオも考えられる。その場合、焦点になるのは中国の動向であろう。中国は、商務部の俞建華部長補佐が「TPP交渉に招待を受けていないが、招待を受ければ真剣に検討したい」と発言し、外交部の姜瑜新聞局副局長は、「域内の経済統合と共通の繁栄に役立つ協力的な提案であり、開放的な立場で望んでいる。今ある制度や枠組みを十分に利用し、アジア太平洋地域の一体化の過程は秩序だつて漸進的に推進すべき」と述べている¹⁶。知的財産権の保護強化、競争政策における国有企業と民間企業の競争条件の対等化、政府調達での企業秘密開示などを禁じるオフセット条項、国際労働基準の遵守など中国のTPP参加のハードルは高いが、投資環境の透明化、中国企業の海外事業展開の保護などの点からTPPはグローバル化を進める中国および中国企業にもメ

リットが大きいと考えられる。

韓国は現在積極的に巨大市場、新興市場との2国間FTA締結を進めており、政府はTPP参加については慎重な姿勢であり公式な見解を表明していない。韓国は米国を含めTPP交渉参加国の大半とFTAを締結しており、TPPの自由化レベルや対象分野、規定の内容は米韓FTAと似ており、韓国がTPPに入るための障壁は余りないと考えられる。

ASEANでは、シンガポールとブルネイがP4の創設国であり、マレーシアとベトナムを加えた4カ国がTPP交渉に参加している。新聞報道などによると、タイ、フィリピン、ラオスなどがTPP交渉参加に関心を示しており、TPP交渉参加を明確に否定しているのはインドネシアのみである。TPPはASEANを2分するという見方があるが、インドネシアを除くASEAN加盟国の大半はTPP交渉参加の可能性がある。このようにTPPはアジア太平洋地域の大半の国が加わる可能性が高い。TPPはAPEC参加国以外の国の参加が可能であり、インドのTPP参加も可能である。

中国、インドネシアなどがTPPに参加せず、APECでの収斂が進展しなければ、2つの広域FTAが並立することになる。その場合、たとえば、日本とマレーシアの間には、日本マレーシアEPA、日本ASEAN包括的経済連携協定、RCEP、TPPの4つの協定が並存することになる。関税引下げスケジュール、原産地規則や証明書などが異なるため、事務手続きが煩雑になり企業にコストと時間の面で大きな負担を強いる可能性が高く、望ましくない。これらのFTAの全てに参加している国の企業は、自由化レベルが高く、参加国が多く、利便性が高く、対象範囲の広いFTAを利用することになり、TPPを利用する企業が多くなると考えられる。TPPに参加していない国との間では、2国間FTAあるいはRCEPを利用することになる。TPPに参加していない国は貿易転換効果による不利益およびTPPのルールへの浸透などから長期的にはTPP参加への圧力が強まると考えられる。

おわりに

2012年以降、ASEAN 経済共同体構築が進展するとともに、TPP 交渉が参加表明国との協議を行いながら継続される。TPP は 2012 年末までの妥結を目標としているが、交渉の対立点が多いことと 2012 年に米国の大統領選挙が行われることから妥結は 2013 年に持ち越しになる可能性がある。日中韓 FTA 交渉は 2012 年に開始で首脳会議で合意されている。重要な 2 国間 FTA では、中韓 FTA 交渉が開始され、日 EUFTA は EU のスコーピング作業が 5 月末に終了し、政府は早期の交渉開始をめざしている。また、RCEP 構想を具体化するために物品貿易を初め、サービス貿易、投資の作業部会が設置されることになっており、物品貿易の作業部会はすでに開催されている。こうした新たな動きが起こす予測を超えた FTA のダイナミズムによりさらに新しい展開が始まる可能性もあろう¹⁷。

この中で焦点となるのは、TPP 交渉と参加国の拡大である。自由化レベルの高い FTA を目指しているが、余りに高いハードルは交渉を難航さ

せるとともに特に開発途上国メンバーの参加を難しくする。2011 年 11 月の大枠合意では、途上国への配慮と各国がセンシティブな分野を有することを認識するなど柔軟な姿勢を示し始めている¹⁸。

日本からみると、TPP は従来締結してきた EPA よりも自由化レベルの高い国際水準の FTA であり、TPP に参加するためには従来に比べ大幅な農業の自由化を行う必要がある。従来の FTA よりも高いレベルの自由化が課題になるのは他の TPP 交渉参加国も同様である。たとえば、ASEAN 経済共同体では政府調達自由化が対象となっていない。マレーシアやベトナムは TPP で政府調達の自由化を求められており、TPP の自由化が ASEAN での政府調達の自由化を促進する可能性が大きい。TPP 交渉の既存 FTA への波及効果にも注目すべきである。

付記：本稿は、アジア政経学会「アジア研究」第 57 巻第 3 号に掲載した論文を修正・加筆したものである。

注

- 1 バンコク協定、タイとラオスの協定などが締結されているが、それらは限定された物品を対象とする特惠貿易協定だった。
- 2 寺田貴 (2011) 「東南アジア域内外の競争的地域主義: シンガポールと ASEAN の役割」、ミレヤ・ソーレス、バーバラ・スターリンクス、片田さおり『アジア太平洋の FTA 競争』勁草書房、213-214 頁。
- 3 ミレヤ・ソーレス、片田さおり (2011) では、FTA の拡散の要因として模倣と競争という 2 つのメカニズムを重視しているが、東アジアでは貿易転換効果による影響を回避するという動機で多くの FTA への取組みを説明できる。
- 4 貿易創出効果、貿易転換効果および交易条件効果が静態の効果であり、動態的效果として市場拡大効果、競争促進効果などがあげられる。
- 5 中国と共に米国も政治的な目的で FTA を締結する傾向がある。最初の 2 国間 FTA であるイスラエルとの FTA は政治的な意味の大きい FTA であるし、ブッシュ政権時代は、対テロ戦争に批判的なニュージーランドとの FTA 交渉を進めず、対テロ戦争の有志国であるシンガポールとの FTA を優先している。
- 6 浦田秀次郎「東アジアにおける排除の恐怖と競争的地域主義」、ミレヤ・ソーレス、バーバラ・スターリングス、片田さおり『アジア太平洋の FTA 競争』勁草書房、38-39 頁。
- 7 台湾、澎湖、金門および馬祖独立関税地域として、シンガポールとは経済連携協定を交渉している。
http://www.jetro.go.jp/world/asia/tw/trade_01/
- 8 TPP は 24 の作業部会で交渉が行われている。24 の作業部会は、首席交渉官協議、市場アクセス (工業)、市場アクセス (繊維・衣料品)、市場アクセス (農業)、原産地規則、貿易円滑化、衛生植物検疫 (SPS)、強制規格・任意規格・適合性評価手続き (TBT)、貿易救済、政府調達、知的財産、競争政策、サービス (越境サービス)、サービス (金融)、サービス (電気通信)、サービス (商用関係者の移動)、電子商取引、投資、環境、労働、制度的条項、紛争解決、協力、分野横断的事項である。議論の内容と論点については、内閣官房ほか (2011) 参照。
- 9 中国は参加の意思は一切表明していないが、国内では若手学者を中心に参加

- 論があると言われる。
- 10 P4 協定の 20 章 6 条では、APEC 加盟国とその他の国が参加可能と規定されており、APEC 加盟国以外の国の参加も可能である。
 - 11 外務省 (2010) 「アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) への道 (外務省仮訳)」
 - 12 MOFA (2011), “Chairman’s Statement of the 6th East Asia Summit Bali Indonesia, 19 November 2011”
 - 13 ASEAN Secretariat (2011), “ASEAN Framework for Regional Comprehensive Economic Partnership”
 - 14 APEC Policy Unit (2011), “The Mutual Usefulness between APEC and TPP”
 - 15 山澤逸平 (2012) 「APEC の新自由化プログラムと FTAAP」、山澤逸平・馬田啓一『通商政策の潮流と日本』勁草書房、188-189 頁。
 - 16 濱本良一 (2011) 「対中牽制作へと転換した米国」『東亜』2011 年 12 月号、40 頁。
 - 17 2012 年 7 月 11 日付けの日経新聞は、米国と EU が包括的経済連携協定の締結を検討していると報じている (「米・EU、包括協定を検討、FTA 締結も視野」)。
 - 18 外務省 (2011) 「環太平洋パートナーシップ (TPP) の輪郭 (外務省仮訳)」